

全日本カッター連盟規約

第1章 総則

- 第1条 この連盟は、全日本カッター連盟(Japan Cutter Association 略称：JCA)と称する。
第2条 この連盟は、事務局を神戸大学海事科学研究科内に置く。
第3条 この連盟は、連盟会議の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第4条 この連盟は、学生スポーツの本旨に則り、カッター漕法の技量向上を通じて、心身を鍛錬すること、海上における技術の錬磨を図ること、友情とチームワークを培うこと等を推進するとともに、加盟団体その他の団体相互の連絡を図りつつ実施する事業を助成し、もって海洋文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 加盟団体その他の団体の事業に対する援助
 - 2 全日本カッター競技大会及び東日本、西日本新人戦の開催
 - 3 機関誌等の刊行
 - 4 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会計

- 第6条 この連盟の事業遂行に要する費用は、次に掲げるもので支弁する。
- 1 加盟団体からの負担金
 - 2 基金及び利子
 - 3 寄付金
 - 4 その他の臨時収入
- ただし、各地区新人戦の開催に要する経費は、参加団体から別に参加費を徴収し、支弁する。
- 第7条 この連盟の会計は、当該年度の全日本カッター競技大会担当団体（担当校）が行い、毎会計年度終了後1か月以内に、次年度の担当団体（担当校）に申し継ぐものとする。また、会計の監査は全日本カッター競技大会担当団体（担当校）の顧問がこれを行い、収支決算は全日本カッター競技大会終了後の連盟会議にて報告するものとする。
- 第8条 負担金は、全日本カッター競技大会担当団体（担当校）の指定する期日に納入するものとし、次年度の負担金の金額は連盟会議で決定するものとする。
- 第9条 各地区新大戦の会計は、新人戦担当団体（担当校）が行い、新人戦終了後収支決算を参加団体に報告するものとする。また、会計の監査は新人戦担当団体（担当校）の顧問がこれを行う。
- 第10条 各地区新人戦参加費は、新人戦担当団体（担当校）の指定する期日に納入するものとし、その金額は新人戦担当団体（担当校）が決定する。
- 第11条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

- 第12条 この連盟には、次の役員をおく。
- 1 会長 1名（加盟団体顧問が兼ねることができる。）
 - 2 事務局長 1名（加盟団体顧問が兼ねることができる。）
 - 3 支部長各支部1名（加盟団体顧問が兼ねることができる。）
 - 4 評議員 加盟団体顧問・主将・主務
- 第13条 会長、事務局長、支部長は連盟会議の承認を得て選出する。

- 第 14 条 会長は、この連盟の事務を総理し、この連盟を代表する。
- 第 15 条 事務局長は、会長を補佐し、日常の事務を総括するとともに、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 第 16 条 支部長は、会長を補佐し、各地区ごとの事務を総括するとともに各地区新人戦等の事業を総括する。
- 第 17 条 評議員は連盟会議を組織して、この連盟の業務を議決し、執行する。また、会長の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。
- 第 18 条 この連盟の役員任期は、評議員以外の役員は 2 年、評議員は 1 年とし再任を妨げない。役員交代、補欠または増員によって選出された役員任期は、前任者または現任者の残余期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 第 19 条 この連盟の事務を処理するため、職員をおくことができる。職員は会長が任免し、有給とする。

第 5 章 会議

- 第 20 条 次の事項は、連盟会議の承認を得なければならない。
- 1 基金管理の方法に関する事。
 - 2 予算に関する事。
 - 3 全日本カッター競技大会の開催に関する事。
 - 4 連盟規約の改正に関する事。
 - 5 その他重要な事項に関する事。
- 第 21 条 連盟会議は、毎年 1 回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または加盟団体の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは臨時連盟会議を召集しなければならない。連盟会議の議長は、事務局長とする。
- 第 22 条 各支部長は必要に応じ、支部会議を召集することができる。支部会議は各加盟団体の顧問・主将・主務で構成し、議長は支部長とする。
- 第 23 条 連盟会議・支部会議は、加盟団体の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した加盟団体、または他の加盟団体に委任したものは、出席とみなす。
- 第 24 条 連盟会議・支部会議の議事は、別段の定めかおる場合を除くほか出席した加盟団体の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 25 条 すべて会議には、当該会議の開催担当団体が議事録を作成し、各団体に配布、各団体で保存するものとする。

第 6 章 加盟団体

- 第 26 条 この連盟の目的に賛同し、この連盟の事業に参加する団体を加盟団体とする。加盟団体は、大学（校）、海技関係学校、海技関係団体等（以下大学（校）等と言う。）において結成を承認され、またはそれに準じて取り扱われる団体で、連盟会議の承認を受けて加盟するものとする。
- 第 27 条 加盟団体は、第 5 条第 1 号の助成を受け、同条第 2 号の事業に参加するとともに、寄付等を行うことができる。
- 第 28 条 加盟団体は、この連盟から連盟または支部の主催する競技会等の実施に関し依頼されたならば、それを担当・支援するものとする。連盟会長または支部長は、大会会長等の役員を競技会担当団体（担当校）関係者に委任することができる。
- 第 29 条 加盟団体は、連絡網を整備し、連絡先等の変更があった場合は、速やかに事

務局に通報するものとする。

第7章 維持会員等

第30条 この連盟の目的事業を賛助するものを維持会員等とする。維持会員等は、次の3種とする。

- 1 維持会員
大学（校）等において結成を承認され、またはそれに準じて取り扱われるこの連盟の加盟団体に所属するもの。
- 2 特別会員
この連盟の維持会員であったもの、またはこれに準ずるもの。
- 3 名誉会員
連盟会議の承認を得て、特に名誉会員として推薦されたもの。

第31条 この連盟の特別会員等は、この連盟の事業に参加し、寄付等を行うことができる。

第8章 名誉会長及び参与

第32条 この連盟には、名誉会長1名をおくことができる。名誉会長は、連盟会議の推薦により会長がこれを委嘱する。名誉会長は、この連盟の行う競技会等の事業を総裁し、名誉職とする。

第33条 この連盟には、参与若干名をおくことができる。参与は、大学（校）等の著名な功労者、またはこの連盟に対し顕著な協力者のうちから連盟会議の推薦により会長が委嘱する。参与は、会長の相談に応ずるとともに、この連盟の事業の運営に参与する。

第9章 連盟規約の変更ならびに解散等

第34条 この規約は、加盟団体の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第35条 この連盟は、加盟団体の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

第36条 この連盟からやむを得ない事情により脱退する場合は、連盟会議の承認を得なければならない。

第37条 この連盟の解散にともなう財産は、加盟団体の4分の3以上の同意を得て、この連盟の目的と類似の目的を有する公益事業に寄付することができる。

第10章 補則

第38条 この連盟についての細則は、連盟会議の議決を経て、別に定める。

附則

1. この規則は、1993年（平成5年）5月30日から施行し、1993年（平成5年）4月1日から適用する。

附則

1. この規則は、2005年（平成17年）5月30日から施行し、2003年（平成15年）4月1日から適用する。

附則

1. この規則は、2007年（平成19年）4月1日から適用する。